

平成 21 年度大垣市地域福祉計画策定・評価委員会 会議結果

日 時：平成 21 年 10 月 21 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 10 分

場 所：市役所 3 階 合同委員会室

- 議 題： 1. 大垣市地域福祉計画の事業実績について
2. 大垣市第二次地域福祉計画の事業計画について
3. その他

出席者：委員 19 人

池永輝之（委員長）

國枝義見（副委員長）、村田 務（副委員長）

山田武司、戸田千鶴子、山田克之、久世須磨子、山岡泰利、

姉崎義樹、加藤晨子、富田重幸、高橋和子、土川達也、

森 淳子、安田典子、梶山美代子、田中美穂、西田松代、平田利男

欠席者：委員 5 人

岡本敏美（副委員長）、五十嵐和夫、和田育穂、成瀬重雄、江森満壽子

事務局：7 人

（市） 大江 英（福祉部）、後藤茂治（社会福祉課）、尾関清治（高齢介護課）、

藤田 衛（子育て支援課）、橋本 敦（社会福祉課）、清水善之（同）

（社協）早崎正人

事務局 社会福祉課長	それでは定刻になりましたので、只今から始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。只今から平成 21 年度大垣市地域福祉計画策定・評価委員会を始めさせていただきます。 はじめに、池永委員長からご挨拶をお願いいたします。
委員長	皆さんこんにちは。本日は御案内のように平成 21 年度地域福祉計画策定・評価委員会です。大垣市の地域福祉計画がさらに一層充実して、素晴らしいものになるように、ご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしく願います。
事務局 社会福祉課長	ありがとうございました。それでは大垣市地域福祉計画策定・評価委員会の設置要綱の規定に基づきまして、池永委員長に議事進行をお願いしたいと思います。
委員長	かしこまりました。議事に入る前に本日の委員の皆様方の出席状況についてご報告いたします。 委員定数 24 人中、出席委員は 19 人です。大垣市地域福祉計画策定・評価委員会設置要綱第 6 条第 3 項の規定に基づき、出席委員が過半数を満たしておりますので、本委員会は成立している事をご報告申し上げます。 次に本日の委員会について、傍聴希望者の方はおられるでしょうか。
事務局 社会福祉課長	おられません。

委員長 次に、代表者の変更および市民公募により、今回から新たに 8 人の方に委員としてご
新任いただきましたので、この場をお借りして報告いたします。時間の都合もござい
ますので、お名前のご紹介のみとさせていただきますので、よろしくお願ひします。

大垣市民間保育園連合会 会長の 戸田 千鶴子様
大垣市PTA連合会 会長の 山田 克之様
岐阜経済大学マイスタークラブ代表の 姉崎 義樹様
大垣市青年のつどい協議会 会長の 土川 達也様
続きまして市民委員の 田中 美穂様
同じく市民委員の 平田 利男様
同じく市民委員の 西田 松代様
同じく市民委員の 江森満壽子様

以上でございます。なお、江森様はご都合により本日ご欠席でございます。どうぞよ
ろしくお願ひします。

●議案第 1 号 「大垣市地域福祉計画の事業実績について」

委員長 それでは議事に入らせていただきます。
議案第1号大垣市地域福祉計画の事業実績についてご審議をいただきます。事務局
よりご説明をお願いします。

事務局
社会福祉課長 (資料確認及び説明)

委員長 ただいまご説明いただきました。
委員の皆様方には、事前に資料をお目通しいただいているかと思ひますので、お気
づきの点がございましたらご意見・ご質問等賜りたいと思ひます。

委員 2 頁のNo.5「自治会単位での見守り活動の推進」で社会福祉協議会が実施してありま
す「あんしん見守りネットワーク事業の推進」についてですが、モデル地区の7地区全て
につきまは、既に福祉推進委員会総会におきまして事例発表も終わり、立派に実施
されておりますことをご報告させていただきます。

委員長 これに關しまして、委員さん、モデル地区である中川地区はいかがでしょうか。

委員 町内の集会においてもこの話題が生まれて、もう少し大勢の方に出席してもらいたい
というご意見がありまして、自治会長にお伝えしました。

委員長 ありがとうございます。

委員 見守りネットワーク事業の中で、私どもの北地区は、既に要援護者のマップを作成しま
した。いざとなった場合は、それに基づいて救出活動にあたります。
そして私の町内は 50 世帯ありますが、町内に誰が住んでいるのか、どこに寝たきりの
人がいるのか、全て把握しています。
今後はそういった活動が重要になってきます。他の地区でも、自治会長・民生委員・
福祉推進委員が中心となって活動していけば、立派なものができると思ひます。以
上、補足させていただきます。

委員長	ありがとうございました。
委員	<p>青墓地区では「あんしん見守りネットワーク事業」のモデル地区で発表させていただきました。</p> <p>この事業を実施するにあたり、自治会長・民生委員・福祉推進委員の皆さんで会合をもち、1年間真剣に取り組んで、ネットワーク体制が整い、まとまりができて、この事業を実施したことが本当に大事だったと思いました。</p> <p>指定されたからではなく、指定が終わった後もこの事業を続けていきたいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>早崎局長、来年はどれだけの地区を予定していますか。</p>
事務局 社協局長	<p>20,21年度は7地区、そして22年度が6地区で、全20地区499自治会において「あんしん見守りネットワーク事業」の体制が整います。</p> <p>どこがやるということではなく、全ての自治会で実施するという方針のもと、地区社協活動の一環として3年計画で進めています。</p>
委員長	ありがとうございました。ほかにいかがですか。
委員	12頁のNo.48「小地域ケア会議の開催」の福祉部のところで、今後地域ケア会議を本格的に行っていくということだと思いますが、この個別支援会議を実施され、障がい者福祉に関して様々なニーズや、サービス・体制の問題点などが出てきたと思うのですが、障害福祉計画など、他の計画との連携はどのようになっていますでしょうか。
事務局 社会福祉課長	<p>障害福祉計画を策定するにあたりましては、この地域福祉計画の事業内容をもとに策定しております。</p> <p>そういったニーズをもとに次回修正して、整合性を図っていきたいと思っています。</p>
委員	<p>地域ケア会議において出てきたニーズを、他の計画に反映するようなシステムはできているのでしょうか。</p> <p>それとも横のつながりとしてつなげていくのでしょうか。</p>
事務局 福祉部長	<p>今年度から第二次計画の事業年度に入るわけですが、地域福祉計画は、福祉全体の計画で、障害者計画は、地域福祉計画にぶら下がっています。そのほかにも老人福祉計画・介護保険事業計画・健康プランなども同様です。したがって、当然のことながら連携をとって推進していきます。</p> <p>また現在、自立支援協議会の会議をすすめているところです。20年度それぞれの課題の洗い出しをした中で特に意見が多かったのが、障がい者の雇用の問題です。</p> <p>今後はそこで出てきた意見を中心に、問題を解決すべく部会ごとに進めていきたいと考えております。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。</p> <p>要援護者については、この委員会やいろんな大会でも、プライバシーについてよく問題になります。</p> <p>委員さんの北地区では先進的に実施されていらっしゃると思いますが、そういった問題について今回の7つのモデル地区においてはいかがですか。</p>

- 委員
ある一部の民生委員さんからそういった意見がありました。しかし、大災害が起こった場合には、誰でもそこへ行って救出しなければならぬので、そんなこと言っていられませんかよ、と言ったら皆さん納得されました。
人の命を守ることに對して、遠慮することはないということです。
- 委員長
ありがとうございました。数年前そういった議論があり、行政の中でも難しい問題として抱えているという話が出ましたが、それからは少し状況が変わってきたようで、ご納得いただけたというお話をいただきました。ほかにいかがですか。
- 委員
2 頁のNo.5 で社会福祉協議会が実施しております「ふれあい・いきいきサロンの設置・運営の支援」についてですが、青墓地区のことをご紹介します。
青墓地区は全ての自治会にサロンができました。例えば 100 円喫茶や 100 円で何かを食べられるということ、地元の人が全て手作りでやっています。
- 委員
青墓地区では全地区でサロンを始めてもう何年にもなります。
いきいきサロンでいくら呼びしても出てみえなかった方が、100 円喫茶には毎回来てくださいます。男性の方も来てくださって賑わっていて、やってらっしゃる方も喜んでおられました。来ている方も、100 円で気楽に集まれるということで、本当にいい事業をやっていたと思います。
(別の委員 それは集会所でやっているのですか。)
集会所を借りているところもありますし、福祉村では民家を改修してやっています。
- 委員
1 頁のNo.4 の「自治会への加入促進」ということで、外国人の方がなかなか入られないということはわかる気がするのですが、そうでない方でも入られない方が結構おありじゃないでしょうか。
例えば、どんな対策をとられて、どんな状況か、お困りのことを教えていただきたい。
- 委員
今の委員さんのお話でございしますが、今は借家・アパートの住人の方がずいぶん多くなっています。その状況の中で自治会組織とは切り離して、地区センターなどに広報を設置して対応しているところもありますが、やはり自治会には入っていただけないし、警察なども何か起きてから自治会長に確認しろと言ってきます。
ひとり暮らしや要介護などの名簿も渡されるが、ごく限られた人にしか回らないという状況の中で、どう見守っていくかということが本当に悩みです。
全ての対象者を把握できるのは、限られた自治会ではないかと思います。各自治会長もご苦労されていることは間違いありません。
当自治会でも、600 名程は把握していますが、残り 120～130 名程は把握できていません。私の自治会を例にご紹介しました。
- 事務局
福祉部長
今連合自治会長に現状をご説明いただきましたので皆さんご理解いただけたかと思いますが、自治会は任意加入が原則でございます。行政としましては、転居された方の情報を提供したり、転入された方に必ず自治会にご加入くださいと申し上げたりできる立場ではございません。
行政が様々な情報を提供する広報紙は、ほとんどが自治会を通じて配布いただいております。自治会に加入されない方が必要とした場合のために、地区センターや郵便局などに設置したり、ホームページに掲載したりしています。
やはり、外国人の方や定住されない方は自治会加入が難しいと思います。このため、外国人の方には広報のポルトガル語の要訳版の発行など努力はさせていただいておりますが、自治会加入の点では、組織力を発揮できていないのが現状でございます。

委員	<p>今、委員からは郊外の状況についてお話がありました。一方中心部の状況は、分譲マンションがすごく建っており、その入居者は、自治会の煩わしさから逃れたいためにマンションに入っています。</p> <p>私ども興文地区で自治会に入っているのは半分くらいです。</p> <p>あるマンションでは、規約の中に「購入された場合必ず自治会に加入する」という条件がついており、そのマンションは全員自治会に入っています。</p> <p>そういったところを行政で考えていただけるとありがたいと思います。</p>
事務局 福祉部長	<p>マンションの建設等については、開発許可とか建築許可もあり、それらの指導の中で、業者には自治会加入について極力勧めています。個人に対しては強制力がございませんが、業者にはそのように勧めています。</p>
委員	<p>マンションを建てる時に開発届に印鑑を押すのは自治会長です。</p> <p>私の場合は、そこへ入られる方は必ず自治会に加入するということを条件として念書を書かせています。そうして当自治会では全員入っていただいています。そのくらい強く言うと変わってくると思います。</p>
委員長	<p>委員さんのご質問でしたが、やはり行政の方で強制的にということは不可能ですから、自治会長が印鑑を押す時に業者に要請をするということですね。</p>
委員	<p>ただ、建築許可の時に、行政として条件をつけることはできるでしょう。業者への指導はできるでしょう。</p>
事務局 福祉部長	<p>指導はできますが、法的に加入しないといけないのかということになると、そこまでの強制力はないと思いますので、そういったお勧めはしていますということです。</p> <p>またマンションで1つの班や自治会とするところも増えており、そういったところでは加入は進んでいると思います。</p>
委員	<p>11頁のNo.39「身近な福祉総合相談窓口の整備の検討」と、17頁の67「苦情相談窓口の利用の促進」のところで、特に地域包括支援センターの関係についてです。</p> <p>高齢者虐待防止とか要援護者支援法が平成18年4月から施行されて、要援護者の虐待と介護施設での虐待が定められていますが、大垣市における高齢者虐待の通報件数等の状況がわかれば教えてください。</p>
事務局 高齢介護課長	<p>地域包括支援センターは市で1か所、社協で4チームあり、虐待に関するご相談にのっています。</p> <p>通報については警察や民生委員さんからなど、いろんなケースがありますが、そんなに多くはありません。ケースとしては息子さんらが虐待していることが一番多いですが、増えているという状況ではありません。</p>
事務局 社協局長	<p>社協では20年度は44件だったと思います。18,19年度はこの場ではわかりませんが、件数としてはそのような現状です。</p>
委員	<p>法律上、虐待に関する通報は守秘義務を超えて優先するという点について、私たちは知っていますが、普通の方は通報するのに躊躇することが非常に多く、通報することで不利益を受けないということを啓蒙・PRするなど、市民へ周知することも必要ではないかと思っています。</p>

事務局 福祉部長	<p>今のご意見は、地域包括支援センターということで、高齢者が中心でしたが、児童虐待の問題が深刻です。4～5年前ですと当市はまだそれほど深刻なケースも少なく、児童委員さんなどの協力を得て解決できましたが、現在はかなり増えてきています。これは通報義務も知られてきて、病院や市民の認識も変わってきているためだと思います。</p> <p>その増加している状況に対して、いろいろなところで相談できるようにしていただいておりますし、今日ご出席の委員さんのくすくすでも相談にのっていただいています。</p>
委員長	委員さん、傾向としてはどうですか。
委員	<p>相談は、軽いものから重いものまでいろいろありますが、相談窓口が、以前は子供相談センターだけでしたが、今は子育て支援課でも受けていただいていますので、安心してご案内しています。</p> <p>また 11 月は虐待防止月間ということで、私たちが「気になったら通報していいのですよ」、「あなたのプライバシーは守られますよ」と地域の方にもお伝えしています。匿名でと言われれば肩代わりして通報することもあります。とくかく気になったら相談機関につながることで、地域で見逃さないというシステムが今少しずつできつつあります。</p> <p>ただ、まだまだ「通報していいのかな」とか、「『あの人が通報した』と言われる」と思っている方も多いため、これからは、地域みんなが、子どものお父さんお母さんとして、どこの子かわからなくても、地域で子どもが危ない目に遭っていたら声をかけようという活動をしなければならない。それが地域福祉につながると思います。</p> <p>事業計画には載っていませんが、その辺も載せていただけるとありがたいです。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。貴重なご意見を賜りました。よろしいですか。</p> <p>それでは、議案第1号「大垣市地域福祉計画の事業実績について」ご承認を求めたいと思います。承認いただけますでしょうか。</p>
委員(複数)	異議なし。
委員長	はい、ありがとうございます。それでは、議案第1号は承認されました。

●議案第2号 「大垣市第二次地域福祉計画の事業計画について」

委員長	引き続きまして議案第2号大垣市第二次地域福祉計画の事業計画についてご審議をお願いします。事務局からご説明をお願いします。
事務局 社会福祉課長	(説明)
委員長	ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いします。
委員	<p>児童虐待の関係で、1頁のNo.3「地域住民による見守り活動等の促進」で、社会福祉協議会さんが「あんしん見守りネットワーク事業の推進」の中で、子育てをめぐる環境整備に関する課題を把握する、とあります。</p> <p>ここに子育て支援課や子ども支援センターなどの関係機関も連携して研究するのか確認させていただきたい。</p>

もう1点、民生委員さんは高齢者と子どもと両方を見守ることになり、高齢者に手がかかるのは仕方がないが、子どものおかれる状況も過酷になってきていますので、人数も限られていると思いますが、現在の子育てにかかる状況の勉強会や、ちょっと気になる段階から地域で見守りをする体制づくりをし、従来の見守りの中に子どもの見守りも入れていただけるとありがたいです。

近所の子どもは地域の子どもであり、大事な次の世代の方々ですので、自治会に加入していなくても、みんなで見守っていく体制づくりをしていただけるとありがたいです。

事務局
子育て支援課

児童虐待につきましては、市内でも件数が増加傾向にあるということで、保育関係者、教職員、幼稚園保育園の関係者を対象に、専門研修を行っております。また毎年1回、市民向けに虐待の講演会を開催しております。

そういった活動で、児童虐待について市民の方々に対し広く啓発しています。

ただ、いかに虐待のとらえ方については、市民の方々に今以上に啓発活動を進める必要があると考えておりますので、ご協力いただければと思います。

委員長

委員さんが言われたのは、高齢者と子どもを切り離さないで、全体として見守りをしていくシステムづくりの研究していただけないかという要望でないかと思います。

1つ1つの計画を見ると実施していると書かれているが、それらのつなげるシステムについてご発言されたのではないかと思います。

事務局
福祉部長

例えば市民の相談窓口である包括支援センターについては、入り口ではすべてのご相談をお受けします。ただその対処については、専門的な知識、あるいはそれをフォローしていただける人材などが、それぞれのケースによって異なってきます。

問題解決には、専門的な部分や、どう関わるかということが非常に重要で、ひとくりに高齢者虐待も児童虐待も同じように対応するのは難しいです。

このため、どこでも相談を受けられ、それを解決に向けて連携を確実に進めていくため、子育てについては、子育て総合支援センターを立ち上げようと検討しています。

委員長

ありがとうございました。ほかにいかがですか。

委員

児童虐待の話があり、少し地域福祉計画から逸れてしまうかもしれませんが…。

教育現場や小学校などで発見されるケースも多いかと思います。ただ発見されて自治会に話が降りてきても、声かけをしようという連携ができていないように思います。

地域で孤立した家庭があり、その家庭に対して働きかけができるようなシステムづくりができるとよいと思います。

問題意識を持ち、自分から子育て総合支援センターなどに相談に行ける親御さんはまだいいと思いますが、切羽詰まってどうしようもならなくて密室の中で虐待をする親御さんにとっては、外への相談はなかなかできないような状況だと思います。また発見した先生方も、地域でどう協力を得たらよいかかわからないケースがあると思います。

それからもう1点、先ほど自治会への加入という話がありましたが、例えば学生は2年間もしくは4年間しかおられませんので、それほど問題視されていないかもしれませんが、ひとり暮らしをした時に、自治会に入るのだという意識付けができると、将来的に卒業して就職してどこかでひとり暮らしすることになっても、加入しやすいと思います。

大学や専門学校等を通して、パンフレットなどで呼びかけることによって、将来的に地域の組織に加入するのだという意識付けができると思います。

委員長

ありがとうございました。

事務局
福祉部長

まず、学校での児童虐待については、かつての教育研究所、現在の教育総合研究所がございまして、そういった情報提供・情報の共有化を図っています。

そこから民生委員・児童委員さんへの情報も確実に共有化して対応しております。

その活動が、地域の方に見えていないのかなと思います。その方のプライバシーなどいろいろな問題もございまして、住民誰でも見えてくると、問題を起こしているということをあからさまにすることになりますので、地道な活動がなされているということをご了解いただきたい。

そして学生さんの自治会加入につきましては、そういったご意見を一度まちづくり推進課にお伝えしたいと思います。

委員長

ありがとうございました。ほかにいかがですか。

委員

5頁のNo.21のまちづくり推進課の「地区センターの利用の促進」は具体的にはどういうことですか。これは行政が指導するということですか。

地区センターはもう指定管理者制度になっているので、その事業者がきちっとやらないといけません。

私は北地区センターの指定管理者の責任者で、地区センターを使ってもらうために相当宣伝をして、現在毎日15団体の利用があります。それでも足りず、サービスのために休館日も開いて利用してもらっています。

行政が指導するのか、事業者が推進していくのか、この点をはっきりしておかないと、行政がやるからいいということになってしまいます。

事務局
社会福祉課長
委員

現在のとおりに、事業者が推進していくということです。

それからもう1点、8頁のNo.30社会福祉協議会の「地域包括支援センターの専門的な福祉相談窓口の充実」ということで、ここにあるような専門職員の配置で動いています。

ところが、だんだんオーバーワークになっています。これと同時に専門職がなかなか集まらなくなっています。学校の中でそういった教育をして、将来こういう職に就いてもらわないといけない。この辺が今欠けているのではないかと。

今社協の訪問看護ステーションの会議の中でいつもこの話題が出ています。これをなんとかしないと解決していかない。

委員長

専門職員の人材確保について、抜本的に解決する手立てを考えていかないといけない時期なのではないかというご意見を賜りました。

その点で事務局からなにかお考えがあれば承ります。

事務局
社会福祉課長

現在の状況は伺っておりますが、これは全国的な傾向だと思いますので、国の動向も見据えながら、検討していかなければならないと思います。

事務局
高齢介護課長

地域包括支援センターは、保健師さんまたは経験のある看護師さん、社会福祉士、主任ケアマネの3職種がいなければ事業を運営できないのですが、全国的にも人材が不足し、確保が難しいのが現状です。

委員長

全国的な状況でもあり、もう少し時間をかけて解決しなければいけません。

委員

この問題の結論は待遇の悪さにあります。現在の待遇では入ってきません。大変な職業だが、我々の想像以上に給料が低いので食べていけない。だから辞めてよそへ行ってしまおうのです。待遇をよくしないとダメです。

委員長	<p>全国の大学の状況も同じです。何年か前に社会的に期待される職業だということで、各大学も福祉関係学部を編成しましたがけれども、実際卒業してみたら、委員さんがおっしゃるように待遇が悪く、それなら民間で営業マンの方がいいとなってしまいます。</p> <p>各福祉関係学部を持つ大学・専門学校は、若者がなかなか目を向けてくれないという苦しい状況もあり、これはまさしくこの待遇の悪さが原因にあるのです。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
委員	<p>5 頁のNo.22「学校施設の地域開放の推進」ということで、子ども達の土曜日の過ごし方に関して、私ども地区センターのない地域では学校で活動しなくてははいけません。</p> <p>しかしこのところ、管理上や防犯上の問題で、学校施設を極力使ってくれるなどというニュアンスで学校から言われます。ここでは推進とうたっておりますがいかがでしょうか。</p> <p>小学校では日曜日は使っていないと思いますが、中学校では部活などで使っているのかもしれませんが。先生方が多忙なためそのようなお声があるのか、あるいは市からそのように指導されているのか、お聞かせ願いたい。</p>
事務局	<p>私どもではお答えできかねますので、教育委員会の方にそういうご意見があったことをお伝えいたします。</p>
委員	<p>推進ということですので、できれば希望があれば使わせていただきたいと思います。もし私どもの学校の先生だけでしたら申し訳ないですけど。</p>
委員長	<p>これに関連して、委員さんご意見がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>私は今、興文の小学校も中学校も学校評議員と施設開放委員をやらせていただいております。</p> <p>施設開放委員会議の時には、学校側から利用実績の報告があり、利用が少なければ残念で、利用が多ければよろこばしいという雰囲気の中で報告を受けております。</p>
委員長	<p>そうすると各学校によって対応が違っていると推進していないことになりますので、ご確認いただきたいと思います。</p>
事務局 社会福祉課長 委員長	<p>このようなご意見があったことは、教育委員会にきちんとお伝えいたします。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。ご意見賜りありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第 2 号大垣市第二次地域福祉計画の事業計画について、ご承認を求めます。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。ご承認いただきました。</p> <p>以上で、予定しておりました議事は全て終了しました。</p> <p>事務局から連絡事項等ございませんか。</p>
事務局 社会福祉課長	<p>本日は本当にありがとうございました。</p> <p>本日いただきましたご意見の中で、本年度反映できるものについては反映しながら、22 年度の計画に向けて検討して参りますので、今後ともよろしく願います。</p>

委員長

これもちまして本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様方、ご協力ありがとうございました。

委員

ありがとうございました。

以上